

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 事業活動に関する地球温暖化対策等（第4条—第8条）
- 第3章 自動車使用に関する地球温暖化対策（第9条—第11条）
- 第4章 機械器具に係る地球温暖化対策（第12条—第14条）
- 第5章 建築物に関する地球温暖化対策（第15条—第20条）
- 第6章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（第21条—第25条）
- 第7章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

（再生可能エネルギー）

第3条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）太陽熱
- （2）雪氷
- （3）その他知事が定めるもの

第2章 事業活動に関する地球温暖化対策等

（特定事業者）

第4条 条例第13条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）道内に有する全ての工場、事務所その他の事業場（次号及び第26条第2項において「工場等」という。）の原油換算エネルギー使用量（前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量をいう。次号において同じ。）の合計が1,500キロリットル以上である者
- （2）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。第4号ア、第11条第1号及び第12条第1号において「省エネルギー法」という。）第18条第1項に規定する連鎖化事業者であって、当該連鎖化事業者が道内に有する全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。）の加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上であるもの
- （3）道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を道内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が200台以上であること。
 - イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数が200台以上であること。
 - ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が350台以上であること。
- （4）道内において地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温暖化対策推進法施行令」という。）第5条第10号から第16号までに規定する事業活動を行う者（前年度の4月1日における常時使用する従業員の数が21人以上である者に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - ア 温暖化対策推進法施行令別表第7の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事

- 業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用に伴って発生するものを除く。）の道内における前年度の排出量に1を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの
- イ 温暖化対策推進法施行令別表第8の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの道内における前年度の排出量に25を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの
- ウ 温暖化対策推進法施行令別表第9の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の道内における前年度の排出量に298を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの
- エ 温暖化対策推進法施行令別表第10の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるハイドロフルオロカーボンの道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第4号から第22号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第4号から第22号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるもの
- オ 温暖化対策推進法施行令別表第11の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるパーフルオロカーボンの道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第23号から第31号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第23号から第31号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるもの
- カ 温暖化対策推進法施行令別表第12の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふっ化硫黄の道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に2万2,800を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの
- キ 温暖化対策推進法施行令別表第13の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に1万7,200を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの

（事業者温室効果ガス削減等計画書の提出）

第5条 条例第13条第1項の規則で定める期間は、事業者温室効果ガス削減等計画書を提出する日の属する年度を初年度とする3年間（以下「計画期間」という。）とする。

- 2 条例第13条第1項又は第3項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに別記第1号様式の事業者温室効果ガス削減等計画書により行うものとする。
- 3 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（事業者温室効果ガス削減等計画書の記載事項）

第6条 条例第13条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位（温室効果ガスの排出の量を生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。）を設定する場合にあっては、温室効果ガス排出原単位、当該原単位に用いた指標及び当該指標の設定方法
- (3) 計画期間
- (4) 条例第13条第2項第3号に規定する措置の実施時期
- (5) 条例第13条第2項第3号に規定する措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置及びその実施時期

（変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出）

第7条 条例第13条第4項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出は、変更後速やかに別記第1号様式の事業者温室効果ガス削減等計画書により行うものとする。

- 2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出)

第8条 条例第14条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出は、計画期間の各年度の温室効果ガスの排出の状況について、措置を実施した翌年度の12月末日までに別記第2号様式の事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書により行うものとする。

2 前項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第3章 自動車使用に関する地球温暖化対策

(アイドリング・ストップを要しない場合)

第9条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定に基づき自動車等を停止する場合
- (2) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車が当該緊急用務のために使用されている場合
- (3) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合
- (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車の運転者室又は客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
- (5) 人の乗降のために自動車等を停止する場合
- (6) その他やむを得ないと認められる場合

(特定駐車場等)

第10条 条例第20条第3項の規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートルとする。

2 条例第20条第3項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法によるものとする。

- (1) 看板の設置
- (2) ポスター等の掲示
- (3) その他効果があると認められる周知の方法

(地球温暖化防止性能情報)

第11条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) エネルギー消費効率(省エネルギー法第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。)
- (2) エアコンディショナーの冷媒の種類及びその使用量
- (3) リサイクルに関する情報
- (4) その他知事が別に定めるもの

第4章 機械器具に係る地球温暖化対策

(特定機械器具)

第12条 条例第23条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下この条において「省エネルギー法施行令」という。)第18条第2号に規定するエアコンディショナーであって、直吹きで壁掛け形のをいう。ただし、その生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。以下この条において同じ。))が年間500台以上である製造事業者等(省エネルギー法第144条第1項に規定するエネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。))が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第1号において同じ。)
- (2) テレビジョン受信機(省エネルギー法施行令第18条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間1万台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第2号において同じ。)
- (3) 電気冷蔵庫(省エネルギー法施行令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間2,000台(家庭用以外のものにあつては、100台)以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第3号において同じ。)
- (4) ストーブ(省エネルギー法施行令第18条第12号に規定するストーブをいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間300台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第4号において同じ。)

(特定機械器具の台数)

第13条 条例第23条第1項の規則で定める台数は、前条各号に掲げる特定機械器具の区分ごとにそれぞれ5台とする。

(省エネルギー性能情報)

第14条 条例第23条第1項の規則で定める省エネルギー性能情報は、次の各号に掲げる特定機械器具の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「経済産業省告示」という。) 1-1のイからハまでに掲げる事項
- (2) テレビジョン受信機 経済産業省告示3-1のイからハまでに掲げる事項
- (3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7-1のイからハまでに掲げる事項
- (4) ストープ 経済産業省告示9-1に規定する省エネルギーラベル

第5章 建築物に関する地球温暖化対策

(特定建築物の規模等)

第15条 条例第25条第1項第1号の規則で定める建築物の規模は、床面積の合計が2,000平方メートルであることとする。

- 2 条例第25条第1項第1号の規則で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであること又は当該床面積の合計が当該改築に係る特定建築物の床面積の合計の2分の1であることとする。
- 3 条例第25条第1項第2号の規則で定める規模は、増築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであることとする。
- 4 条例第25条第1項第3号の規則で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が2,000平方メートルであること又は面積の合計が2,000平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であって次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。
 - (1) 特定建築物の直接外気に接する屋根(これに設ける窓その他の開口部を含む。)について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の2分の1
 - (2) 特定建築物の直接外気に接する壁(これに設ける窓その他の開口部を含む。)について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁(当該特定建築物の敷地境界線(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に接する部分を除く。)からの水平距離が1.5メートル以下の部分を除く。)の面積の合計の2分の1
 - (3) 特定建築物の直接外気に接する床(これに設ける窓その他の開口部を含む。)について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の2分の1(空気調和設備等)

第16条 条例第25条第1項第4号の規則で定める建築設備は、次に掲げる建築設備とする。

- (1) 空気調和設備
- (2) 空気調和設備以外の機械換気設備
- (3) 照明設備
- (4) 給湯設備
- (5) 昇降機

2 条例第25条第1項第5号の規則で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

- (1) 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修
 - ア 空気調和設備の熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暖房のための熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が300キロワット以上のもの
 - b 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの
 - (イ) 冷房のための熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が300キロワット以上のもの
 - b 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のため

の熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの

- イ 空気調和設備のポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暖房のためのポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの
 - b 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの
 - (イ) 冷房のためのポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの
 - b 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの
- ウ 空気調和設備の空気調和機の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が6万立方メートル毎時以上のもの
 - (イ) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の2分の1以上のもの
 - (ウ) 当該特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え
- (2) 空気調和設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が5.5キロワット以上のもの
 - イ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計の2分の1以上のもの
- (3) 照明設備 照明設備の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該取替えに係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
 - イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該特定建築物の床面積の合計の2分の1以上のもの
 - ウ 当該特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え
- (4) 給湯設備 次のいずれかに該当する改修
 - ア 給湯設備の熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が200キロワット以上のもの
 - (イ) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの
 - イ 給湯設備の配管の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当該取替えに係る配管の長さの合計が500メートル以上のもの
 - (イ) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の2分の1以上のもの
- (5) 昇降機 2以上の昇降機の取替え

(建築物環境配慮計画書の提出)

第17条 条例第25条第1項又は第3項の規定による建築物環境配慮計画書の提出は、当該特定建築物の新築等に係る工事着手の予定日から起算して21日前までに別記第3号様式の建築物環境配慮計画書により行うものとする。

2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(建築物環境配慮計画書の記載事項)

第18条 条例第25条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該行為の種類
- (2) 工事着手の予定年月日
- (3) 工事完了の予定年月日

(変更後の建築物環境配慮計画書の提出)

第19条 条例第25条第4項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出は、変更後速やかに別記第3号様式の建築物環境配慮計画書により行うものとする。

2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子

メールにより送信して提出することができる。

(工事完了の届出)

第20条 条例第26条の規定による工事完了の届出は、当該工事の完了後15日以内に別記第4号様式の建築物工事完了届出書により行うものとする。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第6章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

(特定エネルギー供給事業者)

第21条 条例第29条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者

(2) 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者

(3) 電気事業法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者

(再生可能エネルギー計画書の提出)

第22条 条例第29条第1項の規則で定める期間は、再生可能エネルギー計画書を提出する日の属する年度の1年間とする。

2 条例第29条第1項又は第2項の規定による再生可能エネルギー計画書の提出は、毎年度6月1日までに別記第5号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。

3 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(再生可能エネルギー計画書の記載事項)

第23条 条例第29条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) エネルギー供給事業者の概要

(2) 条例第29条第1項第3号に規定する措置以外の地球温暖化防止を図るために講ずる措置

(変更後の再生可能エネルギー計画書の提出)

第24条 条例第29条第3項の規定による変更後の再生可能エネルギー計画書の提出は、変更後速やかに別記第5号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。

2 前項の計画書は、当該計画書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(再生可能エネルギー計画の達成状況等報告書の提出)

第25条 条例第30条の規定による再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告書の提出は、前年度の再生可能エネルギー計画書に基づく措置の実施の状況について、毎年度6月1日までに別記第6号様式の再生可能エネルギー計画達成状況等報告書により行うものとする。

2 前項の報告書は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

第7章 雑則

(市町村の条例との関係)

第26条 条例第43条の規則で定める市町村の区域は札幌市の区域とし、同条の規則で定める条例の規定は条例第13条から第15条まで及び第25条から第27条までの規定とする。

2 前項の規定(条例第13条から第15条までに係る部分に限る。)は、特定事業者のうち、第4条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって札幌市の区域以外の区域に工場等を有し、当該工場等において事業の全部又は一部を営むもの及び同条第3号に該当する者であって道路運送車両法第4条の規定により登録している自動車の全部又は一部の使用の本拠の位置が札幌市の区域以外の区域であるものには、適用しない。

(知事への委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成22年3月1日から施行する。